

介護保険料引下げと保険料・利用料の軽減の拡充、 市の独自サービスの実施の要望書

2008年12月9日

札幌社会保障推進協議会

代表 高崎 裕子

市長並びに職員の皆様には、日頃大変お世話になっています。

2009年度からの第4期介護保険事業計画の策定が現在進められていますが、来年以降の介護保険事業において、以下の点を要望いたしますので、よろしくご検討ください。

高齢者を取り巻く生活環境は、年金受給額が上がらない中で、公的保険料や税制改革による税負担の増加、食料品や灯油の高騰などにより大変厳しいものになっています。多くの高齢者が食事を切り詰めるなどの生活を余儀なくされています。介護認定を受けても、利用料負担のためサービスを利用できない人もたくさんいます。

後期高齢者医療制度では年齢による差別や、保険料の年金天引きということもさることながら、保険料負担に対する批判も相次いだことから、国は保険料負担等の見直しを行いました。本来であれば、同様に国が介護保険料・利用料の負担軽減も行うべきですが、当面、準備基金の活用などを含め、市によって少しでも軽減を図っていただくことを要望するものです。

年末の何かと忙しい時期とは存じますが、要望へのご回答を文書でお願いし、年内の話し合いをお願いいたします。

【要望】

1. 次期の介護保険料の設定にあたっては、現行よりも引き下げてください。また、保険料区分を多段階に設定しできるだけ低所得層の負担を軽くしてください。

2. 低所得者減免を拡充してください

①該当基準で、世帯全員の年間収入の合計の基準額、預貯金の合計基準額を上げてください

②該当基準の中に「別世帯の市民税課税者に税・健康保険の扶養となっていないこと」の部分は、削除を含めた見直しをしてください。

3. 利用料の軽減を図ってください。

①生計困難と認められる利用者（市民税非課税者）に対しては、社会福祉法人で実施しているサービス利用料の一部減免制度があります。釧路市、帯広市等でも施行されているように、社会福祉法人や福祉系サービスに限定せず、市の負担で民間事業者の行うサービスも対象にした利用者負担の一部を軽減してください。

②保険料・利用料の境界層該当措置で、生活保護手続きなどの面倒な手続きを簡素化してください。

4. 市独自の介護サービスの拡充を図ってください

- ①介護認定が要支援1・2に切り下げられたために、通所介護利用が減らされた利用者に対し、最低週2回の通所ができるような独自助成をしてください。
- ②介護予防訪問介護のサービス時間の追加など、現行で制限されている部分の独自サービスを実施してください。
- ③在宅で療養する40歳以上の癌ターミナルの患者の場合、室内で歩行できるだけでも、要支援に認定されるケースが少なからずありますが、こういうケースにもスムーズに福祉用具貸与を受けられるようにしてください。また急に悪化しやすい癌患者であっても、40歳未満は介護保険の対象にならないため、安価に福祉用具の貸与ができるよう独自施策として行ってください

5. 介護労働者の待遇改善・人材確保、介護事業所・施設の経営改善のために、国の責任で介護報酬を引き上げるように、引き続き国へ強く要望して下さい。